

人権に係わる市民のための 法律相談(無料)

差別等でお困りの方に(兵庫県弁護士会所属弁護士)が、
問題点の整理や解決の方策等について、相談に応じます。

令和8年度 <全12回>
13時30分~16時20分

第1回	4月21日(火)
第2回	5月19日(火)
第3回	6月16日(火)
第4回	7月21日(火)
第5回	8月18日(火)
第6回	9月15日(火)
第7回	10月20日(火)
第8回	11月17日(火)
第9回	12月15日(火)
第10回	1月19日(火)
第11回	2月16日(火)
第12回	3月16日(火)

相談会場

神戸市役所
(神戸市中央区加納町 6-5-1)

その他

- ・一事案の相談回数は原則3回までです。
- ・相談内容と当日の弁護士の職務(相手方の依頼を受任しているなど)とが利益相反になる場合は、相談者の利益を保護するとともに、公平な回答を確保するため、当日の相談はできません。
- ・相談は神戸市民(市内在住、在勤、在学)を対象としています。

相談内容

次の人権課題などを理由として差別を受けてお困りの方

- 同和問題(部落差別)
- 外国人
- 性的指向・性自認
- インターネットによる人権侵害

※他の専門相談や他機関の窓口の方がふさわしいと思われる場合には、適切な相談機関を紹介することがあります。

相談時間

面談の場合1人50分まで。電話の場合1人30分まで。

予約方法

- ① おでかけ KOBE の申し込みフォーム
(右の二次元コード)から申し込んでください(この時点では仮予約です)。 
- ② 申し込み後、担当者より事前に相談内容をお聞きし、当日の案内をします(ここで正式予約となります)。内容によっては他の相談機関を紹介することもあります。
- ③ 予約が取れたら、面談の場合は指定された日時に神戸市役所にお越しください。電話の場合は予約日時にお電話をいただき、ご相談いただきます。

お問い合わせ 神戸市福祉局人権推進課 TEL 078-322-5234 / FAX 078-322-6048